

第32回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和2年4月28日(火)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-3会議室)

3、出席委員 (6人)

会	長	7番	知念	一義			
委	員	1番	渡久地	真吾	5番	大城	綱徹
		2番	喜納	キミ子	6番	太田	守隆
		3番	高良	久			

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第160号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第161号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第162号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第163号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 松本 一也

農地担い手支援班長 山田 健

7、会議の概要

利用権を設定する者:浦添市在住G氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏
利用権の設定期間:5年(使用貸借)
添付資料説明

番号6番 具志堅2699 登記現況共に畑、面積716㎡
利用権を設定する者:那覇市在住I氏
利用権の設定を受ける者:本部町にある株式会社J
利用権の設定期間:1年(賃貸借)
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第160号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第160号は可決致します。
次に進みます。

議長 議案第161号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第161号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条
の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会
の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 大嘉陽480 登記現況共に、畑 面積3,216㎡
大嘉陽486 登記現況共に、畑 面積96㎡ 合計3,312㎡
譲渡人:埼玉県在住K氏
譲受人:名護市在住L氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

番号2番 並里1295 登記現況共に、畑 面積2,358㎡
並里1299 登記現況共に、畑 面積1,547㎡
並里1300 登記現況共に、畑 面積1,379㎡ 合計5,284㎡
譲渡人:嘉手納町在住M氏
譲受人:本部町在住N氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

番号3番 謝花116-1 登記現況共に、畑 面積703㎡
謝花170-1 登記現況共に、畑 面積148㎡ 合計851㎡
譲渡人:那覇市在住O氏
譲受人:本部町在住P氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第161号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第161号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第162号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第162号 農地法第5条の規定による許可申請について上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第5条の規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 伊豆味205-1 登記現況共に、畑 面積523㎡

譲渡人:本部町在住Q氏

譲受人:本部町在住R氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:自己住宅を建築したい。

農地区分:第二種農地

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

3番委員 補足説明させていただきます。
今回申請のあった1件全て事前着工等はありませんでした。
以上で補足説明を終わります。

議長 補足説明終わりました。何か質問や意見はありますか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第162号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第162号は可決致します。

議長 次に進みます。

事務局 議案第163号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いします。

議案第163号 非農地証明願いについて

上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 願出人:所有者に同じ
申請農地:北里1144-1 登記、畑 面積223㎡
申請要旨:該土地は長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。
所有者:那覇市在住S氏
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住U氏
申請農地:新里712 登記、畑 面積146㎡
新里835 登記、畑 面積85㎡ 合計231㎡
申請要旨:永年放置されており、雑木が生い茂り立ち入りも困難な箇所である。
所有者:本部町在住T氏
添付資料説明

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

5番委員 補足説明させていただきます。
番号1番については、現況ススキとギンネムが生えていました。
また、裏手の方に農地も広がっていました。
番号2番については、新里712は接道していなくて農地に直接入れませんでした。
資料のように、大木が現地でも遠目から確認できました。
また、新里835については、すぐ海の側であり、また岩まじりの地質であり、農地に向いているようではありませんでした。以上です。

議長 補足説明が終わりました。
説明の中で、非農地ではないという説明があったことも含め、何か質問や意見はありませんか。

5番委員 番号1番は、現況、大木が確認できず、また裏手には農地が広がっており、営農条件が悪い農地ではないように思います。否決相当であると思います。

議長 意見を整理すると、
番号1番は、否決相当、
番号2番は、可決相当としてよろしいでしょうか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第163号は否決または可決決定と致します。

(異議なしの声あり)

議長 本日の総会はこれをもって閉会いたします。

議事録署名員

6番 太田 守隆

1番 渡久地 真吾

本部町農業委員会会長

会長 知念 一義

閉会時間 17時00分